

令和5年2月

学生および保護者 各位

学生主事

自転車利用時のヘルメットの着用について

本校では、個人賠償責任保険（相手への補償）の加入を条件に、自転車通学を許可しておりますが、既に秋田県の条例でも個人賠償責任保険加入が義務化されるとともに、来年度からの道路交通法改正により自転車利用時のヘルメット着用が努力義務化されることとなっています。

これらは、自転車の事故が全国で相次ぐ中、利用者の安全を守るため、通学の用途に限らず、自転車を利用する場合は守らなければならないルールとなります。特にヘルメットの着用率は非常に低く、自転車用のヘルメットを所持していない学生も多いかと思えます。

安全で適正な自転車利用のために、条例や道路交通法に則り必要な措置を講ずるようお願いいたします。

なお、ヘルメット着用が努力義務化されることで、今後、一般店舗においてヘルメットの品薄・品切れが予想されます。そのため、学校においても自転車用のヘルメット取扱い業者を斡旋させていただき予定であることを申し添えいたします。